

Ⅲ. 企業支援に関する各政府による行政サービスとこれらの行政

サービスに対する企業側の評価

1. 企業誘致施策（企業立地環境整備施策）・海外進出支援策

(1) 企業誘致施策（企業立地環境整備施策）

ドイツにおける企業支援策は、投資初期段階と運営開始後の2段階に大別される。また、欧州連合の共通基準によって、大企業・中企業・小企業に区分され、どの区分に属するかによって補助率に差がつけられている。また、特定の地域だけに限定される場合もあり、とりわけ「投資補助金」の場合は、東部ドイツ地域（旧東ドイツ地域）に補助金が厚く支給される。なお、国内資本・国外資本とも受けることができる。

図表 ドイツにおける段階別企業支援メニュー

時期	支援メニュー
投資初期段階	①投資補助金 ②低利子ローン ③公的保証
運営開始後	④雇用関連助成 ⑤研究開発助成金

図表 ドイツにおける企業規模の定義（欧州連合による基準と共通）

企業規模	従業員数	売上高（左）または総資産（右）
小企業	50人未満	10百万ユーロ以下
中企業	50人以上250人未満	50百万ユーロ以下
大企業	250人以上	50百万ユーロ超

本調査では、ドイツにおける主要な企業支援策として、上記の5つの施策（投資補助金、低利子ローン、公的保証、雇用関連助成、R&D 助成金）中心に取り上げることとする。

① 投資補助金の交付

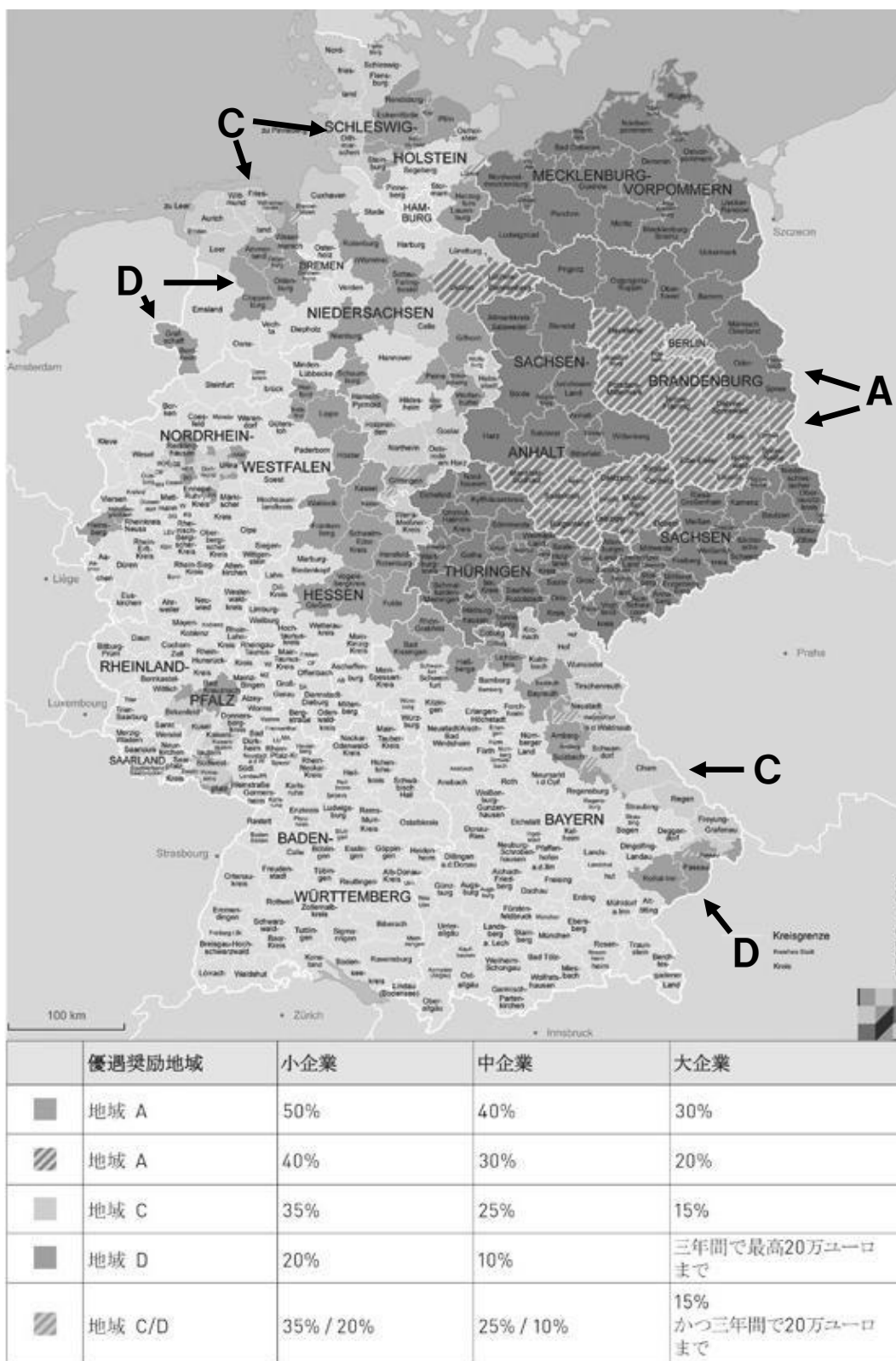
投資補助金は、製造業とサービス業分野における投資に対して交付されるもので、以下の2つのプログラムが重要な柱となっている。

1) 地域経済共同構造改革共同事業（GRW）からの補助金

下記2)の「投資助成金（Investitionzulage）」とは異なり、ドイツ全地域に対する投資補助プログラムであるが、西部ドイツ地域においては、かなり限定された地域においてしか補助が受けられない。補助の限度額は地域によって異なる。基本的に補助額は、投資が行われる地域の経済的な発展状態を基準に決定される。いわゆる「高度補助指定地域」では、

大企業に対しては認定された投資費用の最高 30%まで、中企業には 40%まで、小企業には 50%までの交付がなされる。「高度補助指定地域」の多くは東部ドイツ地域に存在している。西部ドイツ地域の特定地域およびベルリンでは、補助の比率割合は低くはなるものの、この「地域経済構造改革共同事業（GRW）プログラム」による助成を受けることができる。これらの地域では、大企業の場合は認定された投資費用の最高 15%まで、中企業は 25%まで、小企業は 35%までの補助金の受給が可能になっている。

図表 助成対象地域と企業規模別・地域別助成優遇率



資料) Germany Trade & Invest ホームページ、矢印は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 加筆。

2) 投資助成金

投資助成金 (Investitionzulage) は、東部ドイツ地域 (旧東ドイツ地域) の経済発展支援を目的とした特別な投資助成プログラムである。従って、対象となるのはベルリン都市州、ブランデンブルク州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州、ザクセン州、ザクセン＝アーンハルト州そしてチューリンゲン州で行われる投資プロジェクトのみとなる。

「投資助成金」は、非課税の補助金または税額控除として支給される。東部ドイツ地域 (旧東ドイツ地域) で行われる全ての投資プロジェクトは、「投資助成金」プログラムが設ける全ての基準をクリアしていれば、「投資助成金」による奨励を受ける権利がある。

「投資助成金」を受給するために事前に行うべき申請手続きというものではなく、投資が行われた年度の納税申告の中で、助成を請求することになる。

東部ドイツ地域で投資プロジェクトを行う場合は、「投資助成金」と「地域経済構造改革共同事業 (GRW) プログラム」からの補助金を組み合わせて利用することができる。しかしながら、2つの助成プログラムによる助成額の総計は、該当地域の助成最高額を超えることはできない。

② 低利子ローン

投資に際して、公的な助成金融機関がドイツ全土または各州を対象に行っている融資プログラムを利用することができる。そのような公的助成金融機関の主なものとしては、「ドイツ復興金融公庫」と各連邦州の「州立開発銀行」が挙げられる。各助成銀行はそれぞれ、初期返済猶予期間や市場金利以下の低利子などを特徴にした様々な貸付プログラムを提供している。公的助成を受けたローンは、「長期固定利子」、中小企業向けの「金利ボーナス」や「窓口銀行 (基本的には企業の主要取引銀行) の求償対象からの除外」といった利点を有しており、投資家にとって補助的資金調達の方法となっている。

1) ドイツ復興金融公庫からの貸付金

ドイツ復興金融公庫 (Kreditanstalt für Wiederaufbau) は、公的な助成金融機関で、ドイツ連邦と各州が所有者となっている。「ドイツ復興金融公庫」は、広範囲に渡って貸付金やメザン融資商品 (劣後債・優先株・劣後株等の融資と出資の中間形態) などといった様々な融資手段を、投資家の特徴に合わせた様々なプログラムとして提供している。

投資プロジェクトの資金調達手段として最も重要な「ドイツ復興金融公庫」融資商品として、「事業者ローン」と「ERP 起業資金」がある。「ERP 起業資金」は、操業を開始しようとしている企業、設立から間もない企業、また既に安定している企業それぞれの需要に応じて、3つの異なった形式で提供される。「ドイツ復興金融公庫」の提供するプログラムを利用するには、企業の主要取引銀行を通じて申請する必要がある。

2) 州立開発銀行

ドイツの全ての州は、独自の州立開発銀行を設立し、州内の投資プロジェクトに対する融資を行っている。これらの州立開発銀行も、主に中小企業等に対し、低金利設定の融資プログラムを提供している。運転資金に対する貸付金もあるが、多くの場合、建物・機械設備・その他の固定資産に対する貸付金で、融資額の最高限度額は 10 百万ユーロで、返済期限は 10 年から 20 年となっており、固定利子期限は最高で 10 年である。この「州開発銀行」からの融資も、原則として、融資申請会社の取引先銀行から申請することになる。

ドイツ復興開発公庫と州開発銀行の双方とも、助成貸付金は公的な補助金とみなされる。その結果、これらの助成貸付金を、「地域経済構造改革共同事業（GRW）プログラム」からの直接的な補助金等の受給と組み合わせて利用する場合、投資プロジェクトに対する助成金額の上限を算出するに際して、ドイツ復興開発公庫と州開発銀行からの融資額の利子メリット部分等が評価され、受給助成絶対額に算入されることになる。

③ 公的保証（最終不足額補填保証）

設立からさほど年数の経ていない企業にとっては、必要な借入を行う際に十分な担保を差し入れできないために、資本市場を通じた資金調達の道を確認するのが困難であることが多々ある。このような場合、経済的観点から有意義であるとみなされるプロジェクトに関しては、公的最終不足額補填保証を受けて、安全性の不足分を代替または補完することができる。

公的最終不足額補填保証は、それぞれの州が提供している（いわゆる「州補填保証」と呼ばれるもので、保証額は最大で 10 百万ユーロ）。また、東部ドイツ地域（旧東ドイツ地域）における事業プロジェクトの場合は、州の保証とドイツ連邦の保証を組み合わせることができる（州・連邦合同最終不足額補填保証は、保証額が 10 百万ユーロを超える場合に適用される）。一般的には、借入額の最大 80%までの公的保証が付与される。

④ ウェルカム・パッケージ

デミニミス（de-minimis）ルールとして、支援額が小さく競争が歪曲されるおそれがない場合には、例外的助成も認められる。

たとえば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、新規に立地する企業に対して、「ウェルカム・パッケージ」として 3,000 ユーロの補助金を与えることがある。この補助金は、企業の所在地決定に要するコンサルティングフィーに用いることができるが、助成額が小さいので、中小企業が使える程度の規模である。

(2) 都市開発・インフラ整備における企業支援策

現地インタビュー結果によれば、ドイツでは、都市開発・インフラ整備において、企業から受益者負担金等の負担を求める代わりに、企業が求めているような形での都市開発を行うケースは、存在しない⁴⁶。

ただし、デュッセルドルフ市を例にとると、経済開発局若年層福祉室（Youth Welfare Office, Office of Economic Development）が、必要があれば複数の保育所を用意するなど、技能労働者を求める企業を支援するために、家族が暮らしやすい環境づくりを推進する、という類の企業支援策は存在する⁴⁷。また、都市開発においては、都市開発局（Office of City Development）では、市民・企業から、必ずアイデアや要望を募集する機会を設けており、特に企業からはインフラ整備や交通網整備に関する要望が寄せられるので、考慮の対象としている、とのことである。

(3) 海外進出支援策

ドイツ企業が海外へ進出する場合は、連邦の Germany Trade& Invest と各州の経済振興公社が協力をしながら、情報提供、パートナー紹介のサポートを実施している。典型的には、ドイツ商工会議所の外国支部と現地の貿易促進機関との間でコーディネートを行う。ここでは、バーデン・ヴュルテンベルク州国際産学協力公社（bw-i）を例に、その取り組みを取り上げる。

① 企業の海外進出支援策

bw-i では、事業の柱を3つ持っており、1つ目は、代表団派遣やシンポジウムを通じてバーデン・ヴュルテンベルク州の魅力を伝え、海外から同州への直接投資を誘導することである。2つ目は、主に中小企業を対象として、バーデン・ヴュルテンベルク州内企業の海外進出を支援することである。3つ目は、バーデン・ヴュルテンベルク州を学術立地拠点としてプロモートし、州内の大学や研究所を海外に紹介したり、研究パートナーを探したり、進出企業を探したりすること等を行っている。これらの企業誘致や企業支援は、州財務経済省、商工会議所などの関係機関と協力しながら実施している。

このうち、州内企業の海外進出については、金銭的支援よりも情報提供やネットワークサポートが主流である。例えば、州代表団を海外に派遣する際には、希望する企業も公募

46 ノルトライン・ヴェストファーレン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、デュッセルドルフ市のいずれの州・市からも、「そのようなケースはない」という回答が寄せられた。

47 シュツットガルト市商工会議所へのインタビューでも、「大企業は企業内に独自に保育所を作っているケースは多いが、公営・民営の保育所と提携しているケースもある。公的な保育所に対して企業から資金的なサポートをして、従業員の子どもの入園を確実に受け入れてもらえるようにすることも」との回答があった。

により同行する場合ある。同行する政治家を窓口として、視察先の国・地域からも政治家が参加するので、企業が、行き先の国々に支店や拠点を設けられないかどうかを検討しやすくコーディネートする。代表団派遣への参加には企業からもフィーを支払うが、全額負担は重いので、プログラムには州からの補助金が投じられ、企業負担は軽減されている。また、代表団派遣の前には、商工会議所との共催で、代表団派遣対象国の経済情報会議を開き、企業に参加を呼び掛けている。

海外進出を企業する企業から、進出先候補国の情報提供の要求がある場合には、bw-i が進出先希望国の貿易促進機関（日本でいえばジェトロ）のコンタクト先を紹介したり、当該国のドイツ商工会議所を紹介したりしている。

② 空洞化に対する懸念について⁴⁸

ドイツ企業の海外移転については、2000年代前半までは空洞化を懸念する声が強かったが、製造業の競争力強化等を通じて2008～2009年にかけての金融危機を乗り越え、現在の経済状況が好調のためか、現地インタビュー調査では、空洞化を懸念する声は聞かれなかった。

ドイツの企業は伝統的に輸出依存率が高く、輸出関連の経済活動を行うことによって、生産のための国内雇用が生まれてきた。しかし、企業の海外進出は、現在ではむしろ現地でのマーケット開拓を通じて、ドイツ国内にも新たな需要を創出しており、全体としてはプラスの効果を有しているというのが共通認識のようである。例えば、自動車産業の中には中国に拠点をもっている企業も存在するが、それによって国内拠点が失われたという事実はない、との発言もあった⁴⁹。

(4) 為替レートの減価による企業支援

ドイツの製造業が競争力を維持できているのは、ユーロの為替レートがドイツの経済的実力を反映したものとなっていないためである、という見方がある。この見方について、現地インタビューで官公庁、企業団体に尋ねたところ、おしなべてこの見解を否定する回答であった。

例えば、シュツットガルト商工会議所からは、「為替安がドイツ経済にとって望ましいのは事実だが、経済競争力を決定するのは他の要因が重要」との回答があった。

また、バーデン・ヴュルテンベルク州国際産学協力公社からも、「ユーロ安がドイツ復活の原因なのであれば、スペインやイタリアも同様に競争力が高まっているはずだがそうはなっていない事が、ドイツの競争力の証左である」という見解であった。

⁴⁸ 連邦経済技術省、Germany Trade& Invest、シュツットガルト商工会議所、バーデン・ヴュルテンベルク州国際産学協力公社、ノルトライン・ヴェストファーレン州経済振興公社へのインタビュー結果より取りまとめた。

⁴⁹ バーデン・ヴュルテンベルク州国際産学協力公社へのインタビュー結果より。

連邦経済技術省も、通貨安がドイツを利しているという指摘に対して、反論ペーパーを作成⁵⁰しており、州ごとに実施されているクラスター政策や、職業学校と企業をつなぐデュアルシステムの存在などの重要性を指摘している。

⁵⁰ 連邦経済技術省（2013）'On the subject of the German current-account surplus'